

(続き)

家畜人工授精用精液等譲渡契約約款
(鹿児島県外の家畜人工授精所等用)

この約款(以下、「本約款」という。)は、有限会社 徳重和牛人工授精所(以下、「当種畜場」という。)が販売等で譲り渡す、和牛に係る家畜人工授精用精液及び家畜受精卵(以下、「和牛精液等」という。)の利用条件を定めるものです。和牛精液等を当種畜場から譲り受ける皆さま(以下「利用者」という。)には、本約款に従って、和牛精液等を御利用いただきます。

第1条 適用

本約款は、利用者と当種畜場との間の和牛精液等の利用に関わる一切の關係に適用されます。

第2条 禁止事項

利用者は、和牛精液等を使用するに当たり、以下の行為をしてはいけません。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為。
2. 和牛精液等を日本国外に持ち出すための行為。
3. 和牛精液等を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為。

第3条 品質及び在庫の管理

利用者は、当種畜場から譲渡された和牛精液等について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全するとともに、その和牛ブランド価値の毀損が生じないように適切に管理しなければいけません。

第4条 第三者への譲渡

1. 利用者は、当種畜場から譲渡された和牛精液等を第三者に譲渡する場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務付けなければいけません。
2. 利用者は、当種畜場が求める場合には、前項に定める当該第三者との譲渡契約に係る内容を当種畜場に提出しなければいけません。
3. 利用者は、当種畜場から譲渡された和牛精液等を第三者に譲渡する場合には、本約款第3条に基づき当該和牛精液等の品質について一切の責任を負うこととします。ただし、当該和牛精液等について、当種畜場の過失があった場合にはこの限りではありません。

(次ページに続く)

第5条 和牛精液等の返還

当種畜場は、利用者が本規約に違反していると認めるときには、利用者に対し、譲渡した和牛精液等の返還を求めることができることとします。

第6条 違約金

利用者は、本約款第2条、同第4条第1項に違反した場合には、当種畜場に対し、違約金として金1,000万円を支払わなくてはならないこととします。

第7条 付則

本約款の成立を証するため、本約款の原本2通を作成し、当種畜場及び利用者は、それぞれ署名又は記名押印のうえ、各自その1通を保有することとします。

令和 2 年 11 月 | 日

精液譲渡者(種畜場名) : 鹿児島県薩摩郡さつま町山崎1506-1
有限会社 徳重和牛人工授精所
代表取締役 徳重 真生



精液譲受者(利用者名) : (住所) 山形県山形市七日町3丁目1-16
(氏名) 山形県家畜改良協会
会長理事 山口 長一

